

遠軽町告示59号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により町有財産を売り払う。

令和6年7月8日

遠軽町長 佐々木 修 一

1 入札に付する物件

物件 番号	所在地番	種別	面積	予定価格 (最低売却価格)	入 札 保証金
1	紋別郡遠軽町社名淵69番地1	建物	89.00 m ² (未登記)	626,000 円	入札しようとする金額の100分の5以上

※ 物件の詳細については、別紙仕様書による。

※ 予定価格（最低売却価格）は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むほか、備品の売却価格も含む。

2 入札参加資格

入札の参加資格者は、買受後当該物件を使用できる町内に住所（事務所）を有する個人又は法人とする。

また、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する団体及び構成員
- (5) 町税を滞納している者
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町の職員

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町役場 総務部情報管財課
- (2) 遠軽町ホームページ <https://engaru.jp/>

4 入札期間及び場所

- (1) 入札期間 令和6年7月8日（月）から令和6年7月22日（月）まで

(土日・休日を除く) 午前9時00分～午後5時00分

- (2) 入札場所 遠軽町役場総務部情報管財課(紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1)
- (3) 入札方法 必要書類を持参又は郵送(郵送の場合は配達記録郵便又は書留郵便とし期間内必着とする。)
- (4) 代理人が入札に参加する場合や、物件の引渡しを受ける場合は委任状の提出を要する。
- (5) 参加申込に必要な書類
 - ア 入札参加者が個人の場合
 - (ア) 入札参加申込書(別記様式)
 - (イ) 委任状(代理人が入札に参加する場合)
 - (ウ) 入札書(入札金額を記載し、押印のうえ封入)
 - (エ) 町が発行する住民票、身分証明書及び納税証明書(未納のない事を証するもの)
 - イ 入札参加者が法人の場合
 - (ア) 入札参加申込書(別記様式)
 - (イ) 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
 - (ウ) 委任状(代理人が入札に参加する場合)
 - (エ) 入札書(入札金額を記載し、押印のうえ封入)
 - (オ) 町が発行する納税証明書(未納のない事を証するもの)
- ※入札参加者が個人又は法人いずれの場合であっても、公的機関が発行する証明書等を添付する場合は、発行の日から3か月以内のものとする。
- (6) 入札保証金 入札者は、入札しようとする金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上を納付するものとする。
- (7) その他 入札に要する費用は全て入札参加者の負担とする。

5 入札書記載金額

入札書には、住所、氏名、(法人の場合は、所在地、その名称及び代表者氏名)を記載のうえ、押印するものとする。

また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入するものとする。

6 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月23日(火) 午前10時
- (2) 場所 遠軽町役場 2階 第1会議室

7 契約書作成の要否及び代金の支払方法

- (1) 契約書の作成 要する。
- (2) 売払代金の支払い方法

売払代金は、次の方法により指定期限までに一括納付するものとする。この場合、納付に係る費用は落札者の負担とする。

ア 遠軽町の所定の納入通知書による納付

イ 遠軽町の会計管理者へ直接の振り込みによる納付

ウ 現金を直接持参することによる納付。

(3) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付するものとする。

8 その他

(1) 物件の見学は希望者と調整します。

(2) 売払代金納付を確認後、遠軽町が指定する日時、場所において、建物及び備品を現状有姿のまま直接落札者に引き渡すものとし、売払代金納付後に発生した損害は落札者が負うものとする。

(3) 落札者は売払代金納付後、契約不適合があることを発見しても、売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

(4) 建物は未登記建物であり、建物の表題・保存登記については遠軽町で行わないため、必要がある場合には、落札者が自らの費用で行うものとする。

(5) 用途が終了した際には当該既存建築物等の解体撤去を条件とするため、落札者が自己の責任と負担により、解体工事を実施するものとします。既存建築物等の管理及び解体撤去工事に起因して発生する損害等については、本町は責任を負わないものとしします。

(6) 土地については有償での貸付とし、別途手続きが必要となります。

(7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(8) その他必要な事項については「入札案内書」に示すとおりとする。